

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	成年後見制度利用支援事業（障がい）
発 注 課	保) 障がい保健福祉部 障がい福祉課
選 定 事 業 者	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本事業は、成年後見制度に関する高い専門性が求められるものであるが、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、全国の都道府県及び政令指定都市の社会福祉協議会だけが実施可能である「日常生活自立支援事業」の担い手であり、判断能力の不十分な者を対象としている点で成年後見制度と一体的に事業運営が可能である。</p> <p>また、第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）においても、市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進が成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策として位置付けられており、利用促進と利用支援の効果的実施が求められている。これに関し、社協は法人後見の実施団体であることに加え、令和3年度からは成年後見利用促進事業における中核機関である成年後見推進センター業務を受託しており、市民後見の推進を含めて成年後見制度に関連する事業を一体的かつ効果的に実施できると考えられる。</p> <p>したがって、本委託事業を円滑かつ適正に遂行することができる唯一の団体は市社協であると認められることから、委託先として市社協を選定するものである。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和6年3月14日